

# 令和3年度税制改正大綱（抄）

令和2年12月10日

自由民主党・公明党

## 第二 令和3年度税制改正の具体的内容

### 二 資産課税

#### 3 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。）には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

イ 23歳未満である場合

ロ 学校等に在学している場合

ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注) 上記の「管理残額」とは、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額をいう（②において同じ。）。

② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

(注) 上記①及び②の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

③ 本措置の対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。

(注) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

④ 次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等

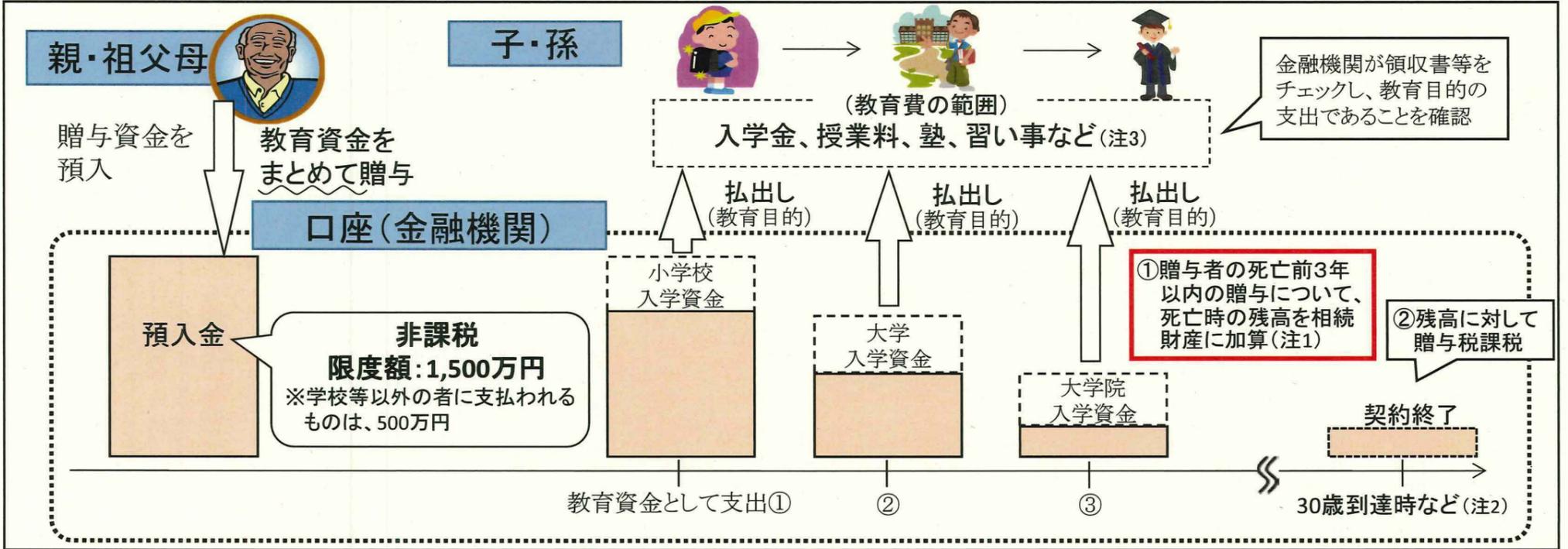
に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。

- イ 教育資金非課税申告書
- ロ 追加教育資金非課税申告書
- ハ 教育資金非課税取消申告書
- ニ 教育資金非課税廃止申告書
- ホ 教育資金管理契約に関する異動申告書

# 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（H25・4・1～R3・3・31の措置）

## 制度の概要

- 親・祖父母（贈与者）は、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）に子・孫（受贈者）名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円を非課税とする。
- 受贈者：子・孫（0歳～30歳、所得要件：合計所得金額1,000万円以下）
- 贈与者死亡の場合でも、**贈与から3年経過後は、死亡時の残高が相続財産に加算されない。**（注1）  
また、**加算される場合でも、孫に対する相続税額の2割加算は適用されない。**
- 契約終了時<sup>（注2）</sup>の残高に対して、贈与税を課税。



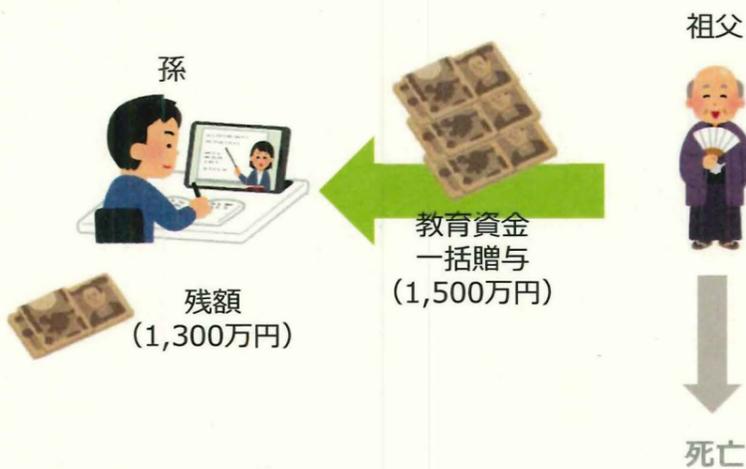
（注1）受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合にも、加算の対象外。  
 （注2）(1)30歳に達した日（上記（注1）②③に該当する場合を除く）、(2)30歳に達した日後、上記（注1）②③に該当する日がなくなった年の年末、(3)40歳に達した日、(4)信託財産がなくなった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日  
 （注3）23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定。  
 （参考）令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：23万11件、信託財産設定額：約1兆6,702億円

## 教育資金の一括贈与に係る課税上の問題点（贈与者死亡時の残額の扱い）

- 本制度の利用中に贈与者が死亡した場合に、**贈与から3年経過していれば、死亡時点の残額は課税対象とならない。**  
 ※贈与者の死亡前3年以内の贈与については、死亡時の残高を相続財産に加算。但し、受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。

### 教育資金の一括贈与（非課税措置）を利用する場合

（例）祖父から1,500万円の非課税贈与を受け、祖父が死亡した際、1,300万円の残額があった場合（贈与から3年経過）



受贈者（孫）が保有する**贈与者死亡時の残額（1,300万円）**  
**贈与から3年経過していれば、相続財産に加算されない**

（注）結婚・子育て資金の一括贈与については、贈与者死亡時の残高を相続財産に加算（贈与から贈与者死亡までの期間を問わない）。

### （参考）必要な都度、教育費を贈与する場合

- 扶養義務者（親・祖父母）が「必要な都度」、子・孫の教育費を贈与する場合、贈与税の課税対象とならない。（相続税法21条の3①二）
- 一方、「すぐに使われない教育費」に相当する財産を贈与した場合には贈与税の課税対象となる。

（例）祖父が1,500万円の教育費の贈与をするつもりであったが、必要な都度、計200万円を贈与。1,300万円を手元に残して死亡した場合



孫の教育費に充てる必要が生じるまで、贈与者（祖父）が手元に保有したまま贈与者が死亡した場合、手元財産（1,300万円）は相続財産となる

# 教育資金の一括贈与による節税的な利用例（贈与者死亡時の残高）

○ 死亡前に教育資金を非課税で一括贈与することにより、**相続財産を圧縮し、相続税を節税**することが可能。

- 【例】
- 祖父の将来の相続財産：5億円
  - 祖父が孫4人に1,500万円ずつ贈与し、死亡時に相続人（配偶者・子2名）が法定相続分で財産を取得

